

○朝倉市児童生徒就学援助規則

平成28年3月22日

教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）で朝倉市立の小学校又は中学校に在学するもの及び市内に住所を有する児童生徒で市外の公立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学するもの（以下「区域外就学児童生徒」という。）のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒（以下「支給対象児童生徒」という。）に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 朝倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う就学援助の対象者は、支給対象児童生徒と生計を一にする保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

2 準要保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第5条第1項の規定による提出を行う日の属する年度（以下、「申請年度」という。）又はその前年度において、生活保護法の規定により保護の停止又は廃止の措置を受けた者

(2) 申請年度又はその前年度において、主たる生計維持者の失職等により家計が困窮した者

(3) 世帯の申請年度の前年度における所得額が、生活保護法に規定する保護の基準における生活扶助基準額、教育扶助基準額、住宅扶助基準額及び母子加算基準額の合計額に100分の120を乗じて得た額未満である者

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認める場合は、就学

援助の対象者とすることができる。

(就学援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないときその他就学援助の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(就学援助の範囲)

第4条 就学援助は、次に掲げる事項について支給対象児童生徒1人につき、国の補助基準の範囲内において行う。

- (1) 学用品費及び通学用品費(第1学年を除く。)
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 通学費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費
- (7) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (8) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

2 要保護者のうち、生活保護法第11条第2号の教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、前項第4号に規定するものに限る。

3 準要保護者のうち、市外に住所を有する支給対象児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定するものに限る。

4 準要保護者のうち、区域外就学児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定するもの並びに学校所在地の市町村から支給を受ける就学援助と重複するものについては、行わない。

5 第1項第6号の医療費に係る就学援助については、教育委員会が別に定める。

(就学援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を支給対象児童生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)に提出しなければならない。

2 申請者で、申請年度の前年度の1月1日の住所が市外であるものは、就学援助申

請事務用マイナンバー記録票（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による提出を受けた学校長は、提出のあった申請書に学校長の意見を付した就学援助申請者（開始・廃止）報告書（様式第3号）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（就学援助の認定）

第6条 教育委員会は、前条第3項の規定による提出があったときは、これを審査し、就学援助の可否を決定したときは、就学援助認定通知書（様式第4号）又は就学援助不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、学校長に対して別に通知するものとする。

（就学援助の支給）

第7条 就学援助に係る金銭給付（以下「給付」という。）は、学校長を経て行うものとする。

- 2 学校長は、第4条第1項第3号の通学費の給付を行うときは通学費支給対象者報告書（様式第6号）を、同項第4号の修学旅行費の給付を行うときは修学旅行（概算・実績）報告書（様式第7号）を、同項第7号の校外活動費の給付を行うときは校外活動（宿泊無）実績報告書（様式第8号）を、同項第8号の校外活動費の給付を行うときは校外活動（宿泊有）実績報告書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 学校長は、給付を行うときは、就学援助に係る金銭給付調書（様式第10号）を作成しなければならない。

- 4 学校長は、給付を行ったときは、就学援助に係る金銭給付明細書兼領収書（様式第11号）により、給付を受けた保護者の領収印を徴するものとする。ただし、保護者の領収印を徴することが困難な場合は、その限りではない。

- 5 教育委員会が学校長を経て給付を行う月は、給付を決定した年度の7月、12月及び3月とする。

- 6 第2条に規定する就学援助の対象者へ給付を行う期間は、教育委員会が就学援助を認定した日が属する月から当該日の属する年度の末日までとする。

（就学援助の返還）

第8条 就学援助は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により返還を要すると認めるときは、就学援助返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて、給付の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（就学援助の廃止及び停止）

第9条 就学援助を受けている者が就学援助を必要としなくなったときは、就学援助を廃止する。ただし、特別の事情がある場合は、就学援助を停止することにとどめることができる。

2 前項の場合における就学援助の支給については、廃止又は停止する日が属する月まで行うものとする。

（その他）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。